

環 政 第 30 号
平成 30 年 4 月 24 日

(公社) 静岡県産業廃棄物協会長 様

静岡県くらし・環境部環境局環境政策課長

平成 30 年度「環境の日」及び「環境月間」行事等の実施について (依頼)

このことについて、環境省から別添のとおり通知がありました。

本県でも、環境の理想郷“ふじのくに”を創造するため、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けて様々な取組を推進しているところです。

つきましては、「環境の日」及び「環境月間」の趣旨について理解を深めていただくとともに、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事の実施に御理解と御協力をお願いします。

担 当 企画班 岡田

TEL 054-221-3597

FAX 054-221-2940



環境総発第 1804201 号
平成 30 年 4 月 20 日

各都道府県知事 殿

環境事務次官
(公印省略)

平成 30 年度「環境の日」及び「環境月間」の行事等の実施について (依頼)

平素より、環境行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

環境省では、毎年、環境基本法に定められた 6 月 5 日の「環境の日」を中心とする 6 月の一か月を「環境月間」として、各方面に呼びかけ、その御協力を得て「環境の日」及び「環境月間」の趣旨にふさわしい各種の行事を実施、推進してまいりました。

つきましては、この実施要領の趣旨を御理解いただき、これに沿って前年度にも増して、平成 30 年度の「環境の日」及び「環境月間」における各種関連行事等を実施することについて格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

各市町村、貴管轄下各機関、所管法人、関係諸団体に対しても、本実施要領の趣旨に沿った行事の実施について御指導いただきたく、併せてお願い申し上げます。



平成30年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領

環 境 省

1. 背景

環境の日・環境月間は、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」に由来します。

国連は、「国連人間環境会議」での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等においてこの趣旨にふさわしい各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、環境保全に対する関心を高めるための啓発活動を行っています。

2. 平成30年度の環境省の取組について

(1) 平成30年度環境政策の基本的方向

今日の環境問題は、気候変動、資源循環、さらには原子力災害による汚染など、人類のあらゆる社会経済活動から生じうる、多様で複雑なものとなっています。そうした環境上の諸課題に取り組むことが、社会経済上の諸課題をも同時に解決し、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な社会を実現する「新たな成長」の牽引力となる時代に入ってきています。たとえば、環境ビジネスが成長分野の主軸となることで、環境上の課題を解決するための取組が、同時に経済成長という社会経済上の課題の解決にもつながり、それによりもたらされた成長が環境保全の更なる推進力となる、という環境問題と社会経済問題の同時解決と好循環が実現する社会へと進めていきます。「持続可能な開発目標（SDGs）」も踏まえ、経済面のみならず、社会のあらゆる面において環境との同時解決を実現する社会こそが、真に豊かな社会となる、という発想の政策展開を図り、技術、経済・社会システムやライフスタイルも含めたイノベーションを進めることが求められています。

そして、環境問題の解決に当たっては、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を統合的に実現する循環共生型社会を目指し、それぞれ諸課題に取り組んでいくことはもとより、資源循環や地域の自然の保全に向けた取組が温室効果ガスの排出削減にもつながる、といった統合的なアプローチをとることが重要になっています。

(2) 環境月間における取組

平成30年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、国民一人ひとりが環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中で行動に移していただくことを目指します。

例えば、環境省では以下のような幅広い関係者の参加するプロジェクトや政策を実施しており、これらに関連する各種行事等を実施します。

○「COOL CHOICE（賢い選択）」

2030年度26%削減に向け、家庭、業務、運輸など各部門で大幅な削減努力が必要です。「COOL CHOICE」（賢い選択）を旗印に、日々の暮らしの中での地球温暖化防止の取組の選択肢やメリットを分かりやすくデモンストレーションし、取組を幅広く呼びかけます。

○「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会で使用されるメダルをリサイクルによって小型家電から集めた金属で製作するプロジェクトです。都市鉱山リサイクルをレガシー（遺産）として、国民一丸となって大会の成功に向けてプロジェクトを進めます。

○「国立公園満喫プロジェクト」

訪日外国人の国立公園利用者を2020年までに現在の約2倍の1,000万人に増やすことを目標に取り組んでまいります。

○「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」

森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すことや、一人ひとりが森里川海の恵みを支える社会をつくることを目標にプロジェクトを推進します。

また、これらに加えて、以下のような観点に重点を置いて環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事等を実施します。

○科学的な知見の身近なレベルでの理解

環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解いただき、より具体的かつ効果的な行動の促進と継続につなげていきます。

○環境政策・取組への理解と参加

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解いただき、政策実施への理解と取組への参加を得ることを目指します。

3. 実施方針

(1) 実施期間

- ① 環境の日： 6月5日
- ② 環境月間： 6月1日から30日までの1か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関等

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品やエコカーの展示、施設の公開、工場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会
- ・実践活動：
 - ・省エネ機器への買換えなどのエコ商品選択の推進
 - ・空調・冷蔵冷凍機器・照明等における節電
 - ・ライトダウン
 - ・エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換
 - ・エコドライブ
 - ・環境家計簿
 - ・エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の「見える化」
 - ・クールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動
 - ・循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減
 - ・小型家電の回収への協力等をはじめとした、リデュース
 - ・リユース・リサイクル活動
 - ・不法投棄監視活動
 - ・一斉清掃活動（海岸を含む）
 - ・植樹等の地域美化運動
 - ・自然観察会等自然に親しむ野外活動
 - ・飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動
- ・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品等の表彰